

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成18年6月22日

京都市長 梶本 頼兼

建築物の所在地, 用途及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市右京区山ノ 内西裏町 15 番地 49 一戸建ての住宅 鉄骨造4階建て	京都市右京区山ノ 内西裏町 15 番地 49 佐藤 通雄 佐藤 洋子	平成18年 5月23日	平成18年6月23 日までに、当該敷 地に存する上記 建築物のうち、 (1)延べ面積の 敷地面積に対す る割合が10分 の20を超える 部分(約32平方 メートル。ただ し、自動車車庫の 用途に供する部 分を除く。)を除 却すること。 (2)建築面積の 敷地面積に対す	第9条 第1項

			る割合が10分の6を超える部分(約7平方メートル)を除却すること。	
京都市右京区嵯峨 新宮町20番地32 一戸建ての住宅 木造3階建て	京都市右京区嵯峨 新宮町20番地32 梶本 高利 京都市上京区油小路通下長者町上 亀屋町154番地1 株式会社 三輝 代表取締役 稗美香	平成18年 5月23日	工事の施工を停止すること。	第9条 第10項
京都市右京区太秦 三尾町1番地186 及び1番地207 一戸建ての住宅 木造2階建て	京都市右京区太秦 三尾町1番地 小森 悦子 京都市中京区西ノ京右馬寮町5番地の1 コスモアベニュー二条通110号 リフォームハウス 池田 昌司	平成18年 5月29日	工事の施工を停止すること。	第9条 第10項

(都市計画局建築指導部監察課)